

重要① 継続審査について

高等教育の修学支援新制度〈多子世帯支援含む〉

適格認定（家計）

日本学生支援機構が毎年、申込時に提出済のマイナンバーで取得した学生本人と生計維持者の住民税情報をもとに、支援区分の見直しを行います。見直しの結果、10月分からの給付奨学金や授業料の減免額が変更となったり、支援自体が停止となる場合があります。

適格認定（学業成績等）

大学が毎年度末、当該年度の学業成績等に基づき、支援の継続可否の判定を行います。判定の結果、支援が打ち切られるほか、著しく学業成績等が不良だった場合には給付奨学金の返還や減免を受けた授業料の返還を求められる場合があります。

貸与奨学金〈第一種奨学金・第二種奨学金〉

適格認定

毎年12月頃に、学生本人から、次年度も奨学金の貸与を希望するか否か等を日本学生支援機構に届け出る必要があります。（手続き方法など詳細は、別途ご案内します。）その後、大学にて、継続を希望する方を対象に当該年度の学業成績等の基準により判定を行い、「廃止」に該当した場合は貸与が打ち切られます。

重要② 学費の納入について

高等教育の修学支援新制度〈多子世帯支援含む〉

2026年度後期学費の納入金額は、採否結果により異なります。金額決定後に納入していただくため、納入はせずに採否結果の判明までお待ちください。（納入期限は別途お知らせします。）

※「学費延納願」は提出不要です。（2026年度後期学費）

※後期学費をすでに納入されている方が採用された場合、授業料等減免額相当分を還付します。

※不採用だった場合は、9月上旬に送付されている学費振込用紙にて納入してください。

※本制度は「入学金（2026年度4月新入生一次（前期）採用のみ）」「授業料」が減免の対象です。（教育充実費、諸会費等は納入する必要があります。）

※選考に時間がかかり採否結果が判明する前に納入期限が到来する方は、除籍となる恐れがあるため、一旦、後期分学費（全額）の納入をお願いする場合があります。採否結果及び採用後の支援区分に関わらず、学費納入のご準備をお願いします。

重要③ 多子世帯の判定について

2026年10月からの支援区分において多子世帯該当と判定されるのは、以下の【1】～【2】を満たしている場合です（家計急変事由が適用されている者は除く）。

【1】令和8年度（2026年度）住民税情報において、生計維持者の扶養親族数が3人以上

【2】令和8年度（2026年度）住民税情報において、奨学生本人が生計維持者に扶養されている

「新たに生まれた子等」の取扱い

2026年1月1日～2026年8月31日に出生した生計維持者の実子等がいる場合、必要書類を提出することで、「新たに生まれた子等」を加算して多子世帯に該当するかを判定いたします。書類提出を希望する場合は至急所属キャンパスの学生支援課に申し出てください。